

在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業委託業務
企画提案（公募型プロポーザル）説明書

1 業務名

在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業委託業務

2 業務の目的・概要

介護保険法に基づく地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業として、市町村は「在宅医療・介護連携に関する相談支援」を実施することとされ、コーディネーターの配置等による、相談窓口の設置・運営により連携の取組を支援する必要がある。その相談支援の役割を担う者（以下「在宅医療・介護連携コーディネーター」という。）等を対象とした研修を行い、資質の向上を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月31日まで

4 業務の内容

別添「委託業務指示書」のとおり

5 予算上限額

2,775千円（消費税等の額を含む）

6 プロポーザル参加資格

(1) 単体の事業者（法人又は個人を含む。）又は複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とします。

(2) 次の要件を満たしていること。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員の一部が次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- ・ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
- ・ 法人が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- ・ 消費税及び地方消費税

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 道内に拠点をもつ法人又は個人であること。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 手続き等

(1) 担当部局

郵便番号 060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課

地域支援係（担当：瀬上）

電話番号（係直通）011-204-5275（代表）011-231-4111（内線25-668）

FAX 011-232-8308

(2) 参加表明書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和4年(2022年)3月4日(金)午後5時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによります。）

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

エ 内容及び作成上の留意事項

別添「参加表明書作成要領」のとおり

(3) 企画提案書の作成、提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年(2022年)3月30日(水)午後5時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによります。）

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

エ 内容及び作成上の留意事項

別添「企画提案書作成要領」のとおり。

8 企画提案審査の方法

(1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とします。

(2) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施します。日時及び場所については別途通知しますので、各提案者3名までの参加をお願いします。

なお、企画提案者が5者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合があります。

9 企画提案の評価の基準

(1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案書の内容についてヒアリングを実施する。最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする。

(2) 事業者の業務遂行能力【30点】

ア 介護保険制度について、十分な知識を有しているか（10点）

イ 人材育成に係る研修実績及びノウハウを有しているか（10点）

ウ 研修講師の調整、資料の作成、受講者名簿の適切な管理等研修実施体制が整っているか（10点）

(3) 企画提案の内容【70点】

ア 在宅医療・介護連携をはじめとする地域包括ケアに関する幅広い知識に基づいた研修事業が企画されているか（20点）

イ 各カリキュラムにおいて、事業目的達成のために適切な講師が確保されているか（20点）

ウ 相談支援対応能力を向上させるための効果的な研修カリキュラムが作成されているか（20点）

エ 研修の開催に当たり、多数の対象者の参加が可能であるような配慮がされているか（10点）

10 委託契約の方法等

（1）契約方法

随意契約

（2）契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

（3）契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1－（2）

11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼します。

12 その他留意事項

（1）無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの

（2）選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知します。

（3）その他

ア 企画提案書の作成・提出及びヒアリングに係る費用は企画提案者の負担とします。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差し替え、追加資料の配付は認めません。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することが出来るものとします。

オ 企画提案の作成のため北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできません。

カ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定します。